

仕 様 書

1 目的及び概要

岐阜県警察学校で排出される産業廃棄物（鉛含有フィルター）を、収集場所から搬出、運搬、分別、処理し、再生不能の廃棄物は、最終処分場に搬入する。再生又は資源化可能な廃棄物（再生処理物）は、それぞれ処理し再生資源化先まで運搬する。

2 作業内容

- (1) 換気装置から取り外し済みのプレフィルター、中性能フィルター及び高性能フィルターを収集運搬する。
- (2) 収集にあたっては、搬出積込及び運搬時における濾獲粉塵の飛散防止措置を適切に講じて、環境汚染防止に留意すること。なお、取外したフィルターは鉛粉塵を含有することを十分に理解したうえで取扱うこと。

3 収集運搬及び処分するフィルターのサイズ別数量

名称	寸法	数量
プレフィルター（フルサイズ）	W610×H610×D20	26 枚
プレフィルター（ハーフサイズ）	W610×H305×D20	2 枚
中性能フィルター（フルサイズ）	W610×H610×D150	26 枚
中性能フィルター（ハーフサイズ）	W610×H305×D150	2 枚
高性能フィルター（フルサイズ）	W610×H610×D290	4 枚
梱包資材等		1 式

上記フィルターは、段ボール箱入り

18 箱に保管 63 cm×63 cm×63 cm 1 箱
 63 cm×63 cm×34 cm 16 箱
 63 cm×34 cm×34 cm 1 箱

4 結果報告の提出等

- (1) 作業内容及び経緯並びに確認結果について、写真を添付するなどして明らかにした報告書を提出すること。
- (2) 収集したフィルターを他の廃棄物と混合せず、産業廃棄物管理票（マニフェスト）B 2 票履行期限内に提出すること。

また、電子マニフェストによる場合は、電子マニフェストにより運搬終了報告が発注者に通知されたことによって業務完了とする。なお、マニフェストの運用にかかる経費はすべて受注者の負担とする。

5 履行期限

令和 9 年 3 月 30 日（火）までとする。

6 留意事項

- (1) 各種関係法令諸規則で定められた事項を予め調査し、作業にあたり遵守すること。
- (2) 作業は既存の建造物に十分留意し、建造物等を養生のうえ作業を行うこと。なお、建造物等に損傷を与えた場合は、直ちに係員に報告するとともに、請負者が復旧の責を負うものとする。
- (3) 作業にあたっては、十分に安全を確保し、作業中に危険を認めた場合は、他の安全な手段を用いるか、或いは必要な安全措置を施す等、事故の未然防止に努めること。
- (4) 作業を終了したときは、当該作業に関連する部分の後片付け及び清掃を行うこと。